

この表現、どう思いますか？

～男女が共に活躍するために～

「保母さん」「父兄の方々」。日々の生活の中で、こんな言葉を聞いたことはありませんか？何気なく使われている、一見何ら問題ないと感じる表現です。

しかしこうした言葉は、「子どもの保育は女性の仕事」「正式な保護者は母親ではなく父親」というような、誤ったメッセージを伝えてしまうことがあります。こうした表現が何度も繰り返し使われていくうちに、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった「※ジェンダー」が無意識のうちに根づいてしまい、その結果、

自分らしい選択が難しくなってしまう事があるのです。性別に捉われず、誰もが自分らしく活躍できる社会をつくるためには、一人ひとりがそれを意識することが大切です。何気なく使われている「イラスト」や「言葉の表現」の中に、性別によって固定的なイメージをさせるものはないか、日々の生活の中で意識してみませんか？

※ジェンダー：生物学的な性差ではなく、社会的に形成された性差のこと



避けたい表現	言い換え例	理由
サラリーマン 父兄	会社員 父母、保護者	男女ともいるのに、男性が代表であるかのような言葉です。
保母 保健婦 看護婦 スチュワーデス	保育士 保健師 看護師 客室乗務員	職業などを性別で限定・区別しない表現を使いましょう。
女医 女社長 婦警	医師 社長 警察官	合理的な理由なく「女性」を強調し、例外的に扱うのは避けましょう。
主人 亭主 旦那 奥様 女房 家内	夫（配偶者） 妻（パートナー）	夫婦は対等な関係で表現するようにしましょう。

問合せ：市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎893-4411 内線421  「お互いに 未来を掴もう 共同参画」

学び、ふれあい、感じる実践の場

めぶき☆ふくふく情報



★第4回ふくふく講座

日本には、少なくとも13人に1人が性的マイノリティ(少数者)とされています。性的マイノリティとは、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障がいなど)、性的指向(どの性別に恋愛感情を持つか)や性自認(性別の自己意識)に関する少数者のことです。

性的マイノリティの中には、まわりの無理解などにより悩みを抱える人も少なくありません。また、その苦しみなどのストレスから健康障がいを経験する場合があります。深刻です。

一人ひとりが多様な生き方を選び、それを認め合い個性を発揮できる社会の実現には、性の多様性について考えることが大切です。それは誰もが自分自身の性と価値観を振り返ることでもあります。

今回は、性同一性障がい当事者から自身の体験を通して感じてきたことやどのような選択をしてきたのか、そして社会に求めること等を伺います。みんなで学び、考えましょう。

テーマ：『自分らしく生きる大切さ』

性同一性障がいから学んだこと



講師 又吉弥篤さん(性同一性障がい当事者)

日時 9月19日(火) 午後7時～9時

※台風予備日 9月27日(水) 時間は同じ

場所 男女共同参画支援センターふくふく(講堂)

対象 関心のある方(市外の方も参加可能です)

受講料 無料

※受講ご希望の方は事前にお申込みください。

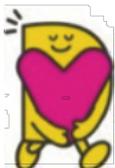
(一時保育の申込み締切は9/6です。)

申込み・問合せ：平日10時～17時

男女共同参画支援センターふくふく

宜野湾市志真志1丁目15番22号

電話 896-16616



皆様のご参加をお待ちしています。